

「The accused」と「被告人」の距離

法学部
緑 大輔

1. はじめに

最近、仕事でアメリカの捜査法の概説書を翻訳している。私は翻訳をするのが苦手である。いや、嫌いである。翻訳をしていると、ある英単語を日本語にした瞬間に、内容や議論の射程が変わってしまうかのように感じるからである。そして私は苦悶しては、遅滞している翻訳に取り組む（そして現実から逃避して、この原稿を書いている）。その苦悶ぶりを書き連ねようかと思ったが、私の愚痴で紙面を埋めると、編集に携わる方々の労力や紙資源を浪費することになる上に、私も後悔しそうである。

そこで、ここでは、ある単語の意味が英語と日本語との間で違うことが「モノの見方」の違いにどのようにかかわるのか、という問題を具体例で考えたい。以下は、英語の「the accused」と日本語の「被告人」という言葉の意味をめぐるお話である。

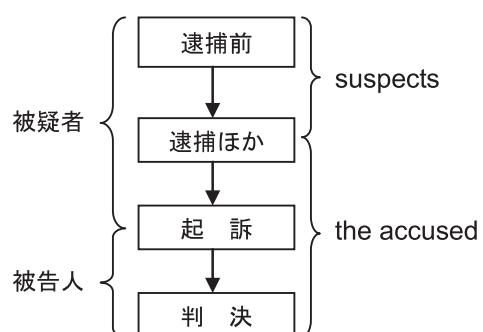
2. 言葉の意味の違い

犯罪捜査や刑事裁判の手続について定めた法律に「刑事訴訟法」という法律がある。この法律では、犯罪をしたと疑われている人について2つの呼び方をする。犯罪をやったと疑われている人は、捜査機関が裁判の準備のために証拠を収集している段階では「被疑者」と呼び、検察官が裁判所に裁判の開始を求めて訴え出る起訴（公訴提起）をした段階では「被告人」と呼ぶ。よくニュースで「逮捕」「勾留（マスコミ用語では拘留）」という言葉を耳にすることがあるだろうが、「逮捕」「勾留」とは捜査・公判段階で被疑者・被告人の身体

を拘束することを指している。ここで押さえておきたい点は、日本の法律では、犯罪をやったと疑われている人の呼称が、逮捕されたかどうか（身体を拘束されたかどうか）ではなく、検察官が裁判の開始を求める段階で変わるという点である。

しかし、アメリカでは異なる。アメリカでは、犯罪をやったと疑われている人について、逮捕の前の段階ではしばしば「a suspect」と呼ぶのに対し、まだ起訴されていなくても逮捕された段階で「the accused」という名称に変わる。日本語に訳すときには、「accuse」という単語がしばしば「起訴する、訴追する」と訳されるところから、「the accused」は「起訴された人」という意味としてとらえられ、「被告人」と訳すのが良さそうに思えるが、厳密に考えるとややズレがある。ポイントは、「the accused」という言葉が「逮捕された段階」の人を指す点である（なお、厳密には「defendant」が日本語の「被告人」にもっとも近い）。

整理すると、日本の「被告人」は起訴された人だけを指すのに対し、アメリカの「the accused」は逮捕された人と起訴された人を指しており、日本の「被疑者」という概念の一部を取り込んでいる形になるというわけである（図参照）。



3. 違いをもたらすもの、違いがもたらすもの

言葉の意味の違いは、しばしばその背景にある価値観の違いに影響されている場合があるのである。この「被告人」と「the accused」の違いは、どのようなモノの見方の違いが作用しているのだろうか。

私は、「国家と一般市民との間で、本格的に刑罰の適用をめぐって対決姿勢に入るのはどの段階

か」ということへの理解の違いがここに表れているのではないか、と思っている。日本は起訴された段階から本格的な争いになるとを考えているのに対し、アメリカでは逮捕された段階から本格的な争いが既に始まっている、と考えているのではないか。このモノの見方の違いは、法の解釈にも影響を与えていていると思う。

第一に、憲法によって国費による弁護人の選任が義務づけられる時点が異なる。良いことかどうかは別にして、日本の裁判例や多数説によれば、起訴される前まで、資力がない人に国費で弁護人を付する憲法上の義務はないとしている。裁判員裁判が導入されて、重大事件のみ逮捕時点から国費で弁護人を付すことができるようになったが、これは憲法の要求ではないという理解が多数である。弁護人を国費で付すことが憲法上求められるのは、起訴された後「被告人」になってからだと理解されているのである。これに対して、アメリカでは逮捕・勾留時点から弁護人を付すことが要求されている。しかも、逮捕・勾留されている人「the accused」が取調べを受ける際に弁護人の立会いを望む場合、弁護人が立ち会わなければ憲法違反となる。弁護人は、一般市民がまさに国家との対決に入ったときに、補助者として付されるものであろう。その「対決」のスタート時点をめぐる認識の違いが先鋭的に表れている一例だと思われる。

第二に、保釈（bail）の可否が異なる。保釈とは、身体を拘束されている人が保釈保証金という金銭を裁判所に納めて、釈放されることを指す。逃亡したり証拠を隠滅したりすると、保釈保証金は没収されるが、裁判が終わるまでそのようなことが起きなければ返還される。この保釈がどの時点から認められるかも、日本とアメリカでは異なる。日本では、起訴された後の「被告人」にならなければ、保釈は法律上許されない。これに対して、アメリカでは逮捕された後であれば、「the accused」にあたり、保釈が許される。もともと、保釈は裁判の準備のために設けられている側面もある（釈放された方が当然弁護人と打合せをしやすく、防御の準備をしやすい）。ここにも、身体を拘束された時点を既に「国家との対決」が始まつたと考えるアメリカの認識を見いだすことができ

よう。

第三に、犯罪をやったという嫌疑の程度も、異なる。日本では、逮捕、勾留、起訴と順を追って犯罪の嫌疑が高まっていくことが通常だと認識されているだろう。実務上、捜査機関は一定程度の嫌疑を得たら逮捕・勾留を行って取調べを徹底して行い、起訴する段階では「有罪を確実に獲得できる」くらいの固い嫌疑を得ようとする。しかし、アメリカでは逮捕でも起訴でも求められる嫌疑は同じ程度であり、「相当な理由（probable cause）」があれば足りる、と考えられている。ポイントは、逮捕の嫌疑も起訴の嫌疑も同程度であり、「逮捕してから嫌疑を固めて起訴をする」という発想が強くはない点である。このことは、「逮捕できるということは起訴できるくらいの嫌疑が既にある」ということを意味している。アメリカで基礎になっている考え方は、逮捕・勾留は裁判に出頭させる手段に過ぎず、必ずしも取調べの手段ではないというものであろう。実際、アメリカでは逮捕後の取調べがあっさりしたものが多く、取調べ時間も日本よりもはるかに短い。ここに、既に逮捕の時点で「the accused」になった一般市民は、捜査機関との「対決」に入っている以上、身体を拘束されても一方的に取り調べを受ける存在ではない、という発想を読み取れよう。

4. 終わりに

以上のように、「被告人」と「the accused」の意味の相違が、「いつから国家と対決する段階に入ったか」という見方の相違とかかわって、手続の違いをもたらしている。ややきつい表現をすれば、用語法の相違は、国家が身体を拘束するということを「国家による個人への宣戦布告」と受け取るか否かをめぐる価値観の相違なのであろう。そしてこのことは裏返せば、国家が身体を拘束するという作用を、拘束された個人にとって重大な問題だと社会がとらえているか否かの相違だともいえるように思う。拘束された本人にとって身体拘束はシリアルな問題だろと考える私としては、アメリカの考え方には合理性を感じるのだが、さてどうなのだろうか。英語の講義をしっかり聴いた後に、考えてみて欲しい。